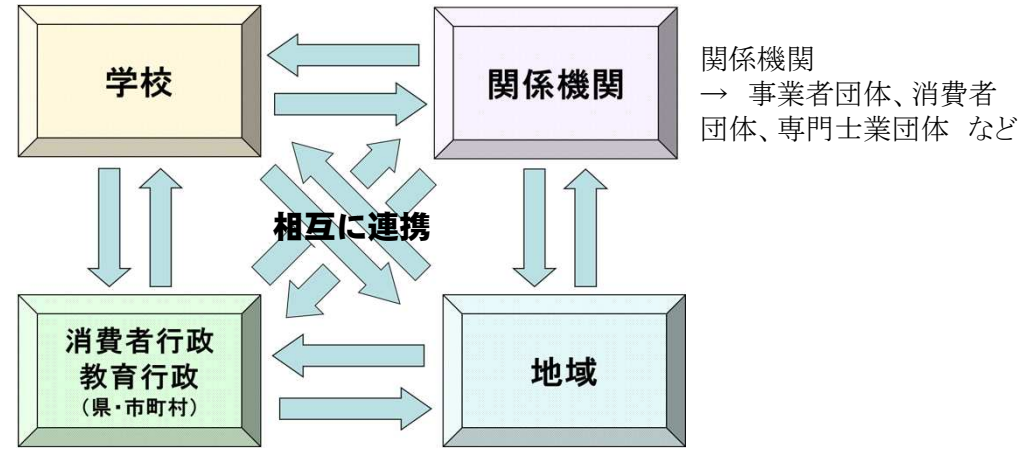


計画に基づく消費者教育の目指す姿

●幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的に推進

発達段階別	○幼児期	対象領域別	○消費者市民社会の構築
	○小学生期		○商品等の安全
	○中学生期		○生活の管理と契約
	○高校生期		○情報とメディア
	○成人期		
	○成人期 特に若者 特に高齢者		

●関係機関等との連携による消費者教育の一体的に推進



●ライフステージや場の特性に応じた取組を推進

学校等	○幼稚園、保育所、認定こども園 日常生活の中での実践的な能力を育み、消費生活について正しい知識を持つための契機とする。	社会に出るまでに身につけるべき知識の段階的な習得
	○小・中・高等学校、特別支援学校 社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育を充実する。また、専門的知識を有する外部人材の活用、消費生活センターなどの関係機関との連携の促進を図る。	
	○大学、専門学校等 大学、専門学校等と連携し、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを学ぶ機会の充実する。	
地域社会	○地域 市町村や消費者団体、関係団体等との連携による地域単位で消費者教育・啓発を実践できる体制を整える。	身の周りの消費者トラブルの理解や、見守りなど地域の支え合いを通じた消費者教育
	○家庭 ・消費者事故など身のまわりのリスクの存在の認識。 ・幼児を持つ家庭に対する子どもの消費者事故防止。	身の周りの危険を知ることによる消費者事故等の防止
職域	・事業者による従業員に対する消費者教育実践支援 ・事業者(特に営業員等)の法的知識向上を図る取組の充実。	法的知識力アップや、身の周りの消費者トラブルの理解

誰もが、
どこに住んでいても、
生涯を通じて、
様々な場で、
消費者教育を受けることができる

機会を提供し、効果的に推進